

福山市企業立地奨励金制度

2025年（令和7年）4月～2027年（令和9年）3月

福山市では、企業の皆様が市内に工場などを新設・増設する場合や、市内の工場などに設備を導入・更新する場合、「福山市企業立地促進条例」に基づき、一定の要件のもとで、

- ・事業所設置奨励金
- ・設備投資奨励金
- ・雇用奨励金

を交付しています。

詳しくは、経済総務課までお問合せください。

福山市 経済環境局 経済部 経済総務課

TEL : 084-928-1124

FAX : 084-928-1733

E-mail : keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

（注意事項）

適用除外…福山市中小企業振興条例に基づく工場移設助成を受けるものは、本制度の対象となりません。
情報公開…福山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企業名と交付額を開示します。